

大宜味村農業委員会だより (1月号)

次回の申請締切は
1月10日(月)です。

耕作された元気な畑から村の未来が見えます。

編集・発行：大宜味村農業委員会 ☎0980-44-3477 〒905-1392 大宜味村字大兼久 157 番地

11月総会の結果報告 第15期第27回農業委員会総会 開催11月25日(金)

番号	議案	申請地域	結果	内容
80	利用権の設定	津波	可	賃貸借権の設定 果樹
		喜如嘉	可	中間管理事業(野菜類)
		白浜	可	中間管理事業(サトウキビ)
81	3条の許可申請	喜如嘉	可	農地の売買(果樹)
82	非農地証明	上原	可	土地の売買に係る非農地証明
83	非農地通知	大兼久・大宜味	可	荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断

総会の議事録は大宜味村のホームページで公開されています。

新年のあいさつ 大宜味村農業委員会 会長 前田貞夫

新年明けましておめでとうございます。



昨年4月に改正された農業委員会に関する法律により、大宜味村農業委員会は今年の10月から新しくなります。

法律の中で新たに定められた必須業務である農地利用の最適化を推進するための「農地利用最適化推進委員」と、これまでの「農業委員」の2つの委員体制になります。

立場等の違いはありますが農地を活かす為の活動については、これまで通り変わることはありません。今後とも農家の皆さんが農業に専念出来る環境が出来るよう貢献していきたいと思っております。

1月14日・15日の産業まつりで農地相談会を開催します。
場所は旧大宜味小学校体育館の展示会場です。



鳥獣被害対策について(産業振興課からの情報)

今年の北部広域一斉カラス駆除実績(7回開催)は178羽でした。この他にも日々カラス・イノシシの駆除活動をしていますので、村民の皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

鳥獣被害にお困りの方は産業振興課までご連絡下さい。

イノシシ侵入防止柵(ワイヤーメッシュ)要望調査について

当課では来年度以降もイノシシ侵入防止柵の整備を予定しており、この事業を円滑に実施するべく、要望調査を行います。必要延長やその他事項を記入し、1月31日(火)までに産業振興課へ提出して下さい。



11月6日(日)江洲地区にて捕獲した
推定70kgのイノシシ

お問い合わせ 担当：比嘉 一詞 0980-44-3232

連載「農業委員会の新体制に向けて」 : 現在の農業委員会体制

平成 27 年 9 月に「農業委員会に関する法律」が改正され平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。現在の太宜味村の農業委員は平成 26 年 10 月 1 日から 3 年間の平成 29 年 9 月 31 日までの任期のため経過措置が適用されます。そして新しい制度のもとで村長から任命される農業委員は平成 29 年 10 月 1 日からとなります。そこで今回は現在の農業委員会体制について紹介します。

現在の農業委員会体制について

農業委員について

選挙による委員 8 人（定数 8 人）

推薦による委員 2 人（定数 6 人）

内訳：農協推薦 1 人（定数 1 人）

農業共済推薦 1 人（定数 1 人）

議会推薦 0 人（定数 4 人）

合計 10 人で業務を行っています。

事務局体制について

事務局長 1 人（産業振興課長が兼任）

事務局係長 1 人（専属職員）

事務局賃金職員 1 人

合計 3 人体制（1 人は兼任）で事務運営を行っています。

農業委員の主な業務

農地法申請の審議

遊休農地の解消推進

農地に関する相談

行政への建議

農業者年金の加入推進

全国農業新聞の普及推進



行政への建議の様子

農業委員会の活動に関する補助金等について

：農業委員会交付金・・・農地法に関する活動に対する交付金。

：機構集積支援事業補助金・・・中間管理機構へ農地の集積・集約活動に対する補助金。

：農業者年金事務委託費・・・農業者年金の加入推進活動に対する委託費。

農業委員の報酬（月額）

会長：50,000 円、会長職務代理：43,000 円、委員：43,000 円

農業者年金に加入しよう！ もっと早く知っていれば・・・(Kさん 56 才男性)

連載「農地転用について」 : 転用申請について

農地を農地以外の土地にする農地転用の申請について説明します。

1. 農地法に係る転用申請の種類

：農地法第 4 条の許可申請・・・自分の農地を農地以外の土地にすること。

：農地法第 5 条の許可申請・・・農地を農地以外の土地にするために売買や貸借をすること。

2. 申請・審議・許可の流れ（太宜味村の場合）

申請者が農業委員会へ申請して、農業委員会で審議を行います。農業委員会では農地法上、許可相当との判断した場合、沖縄県知事へ意見書をつけて進達します。沖縄県で審査し県知事の許可が出ると、農業委員会を通して申請者へ許可があります。